

令和 6 年度内部公益通報の運用状況について

○通報受付件数 1 件 ○うち内部公益通報の定義に該当する通報 1 件

※内部公益通報の定義 職員等が、通報対象事実が生じている、又は生じるおそれがある旨を高松市公正職務推進委員会等に通報すること
ことをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。

No	日付	通報内容	通報対象 事実の有無	調査結果	通報対象事実への対応
1	令和6年8月7日	室温の法定温度超過に関し、建築物環境衛生管理基準に従って高松市役所本庁舎の維持管理を行っておらず、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に違反する。	無	関係書類の調査及び関係者への聴取の結果、不作為責任が生じるとは言えず、通報対象事実があったとは認められない。	任命権者に対し、通報対象事実があったとは認められなかったことを報告した。